

随意契約結果及び契約の内容

工事の名称	守口サービスセンター管理事務所取りこわし工事
工事概要	庁舎とりこわし1式(RC造 2階建て 延べ面積914.69㎡)、緊急遮断弁・ゴミ置場とりこわし1式、外構とりこわし1式、電気設備とりこわし1式、機械設備とりこわし1式
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 淀川河川事務所長 東出 成記 大阪府枚方市新町2-2-10
契約年月日	平成29年5月19日
契約業者名	(株)森本組
契約業者の住所	大阪府大阪市中央区南本町2-6-12
契約金額	109,080,000円(税込み)
予定価格	109,738,800円(税込み)
随意契約によることとした理由	本工事は、淀川河川公園の公園施設である守口サービスセンター(以下「国施設」という。)の解体撤去を行う工事である。 国施設は、昭和62年7月に住宅・都市整備公団(現在:独立行政法人都市再生機構(以下「UR」という。))が都市公園法第5条に基づき設置した守口スポーツプラザ(以下「UR施設」という。)と一体の建築物としてURにより整備された施設である。 URは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月閣議決定)」の決定により、平成30年度までに全国の国営公園における特定公園施設の業務を終了することとなっている。淀川河川公園のUR施設については、平成29年度から平成30年度にかけて解体撤去されるが、合築の国施設についても、老朽化による建て替えが必要であるため、先行して解体撤去されるUR施設の作業と合わせて国が解体撤去を行うこととなっている。 建築解体撤去工事にあたっては、過去の重大死亡事故の発生を踏まえ策定された「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」に基づき、作業中の倒壊を防ぐため、迅速かつ安全管理を徹底した慎重な施工を行う義務がある。国施設の解体撤去は、UR施設棟の解体と同時に進めなければならない建築構造であり、特に、ガイドラインに安全確保の配慮が必要とされている国とURの施設の構造接合部の解体においては、鉄骨切断機や圧碎機等複数の重機が狭隘な敷地条件の中で同時に作業を行うため、国とURの両施設の解体撤去を一者による一体施工で行うことが安全管理上必要不可欠となっている。 仮に、国施設の解体撤去をUR施設請負事業者と異なる者による施工を行う場合、狭隘な敷地下での作業毎の重機の入れ替えが発生し、国の安全基準に基づく作業スペースが確保できないばかりか、安全性と経済性を無視した施工は事故の危険性が増大し、労働安全衛生法第30条の規定を遵守した施工管理ができなくなる。 さらに、敷地の直北側には、松下記念病院及び付属高齢者福祉施設が近接しており、非効率な施工手順となるため一体施工と比して約5ヶ月の工期増は避けられず施設入居者への負担が非常に大きくなることから、一者による一体施工で安全管理の徹底を行いながら迅速に解体工事を行うことが求められている。 以上より、新規建築工事と比較して倒壊等の安全上のリスクが非常に高い解体工事の安全確保のため、先行するUR施設解体工事と合わせ、同一の事業者による一体施工を行う事で、安全・円滑かつ適切な施工の確保、経費の節減、工期の短縮が図る事ができるため当該施工者に対して随意契約を行うものである。
工事場所	大阪府守口市外島町地先
工事種別	建築工事
工期(自)	平成29年5月20日
工期(至)	平成30年8月20日
備考	落札率 99.4%

備考

- 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
- 入札情報サービス(PPI)<http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Koji/Keika/Search.aspx>にアクセスし、発注機関及び工事名を入力して検索することにより、契約課程に関する情報を閲覧可能である。